

「鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金制度」

ご案内と事例紹介

土砂災害を防ぐために



自然がけや既存擁壁等でがけ崩れが予想されるがけ地は、早めに安全対策をしましょう。

事業の対象となるがけ地

- 「自然がけ」や「擁壁等の人工がけ」であること。
- 個人又は営利を目的としない法人が所有していること。
- 地盤面からの高さが5メートルを超え、傾斜角度が30度以上であること。
- がけ崩れにより居住用の建物に被害が及ぶ恐れがあること。

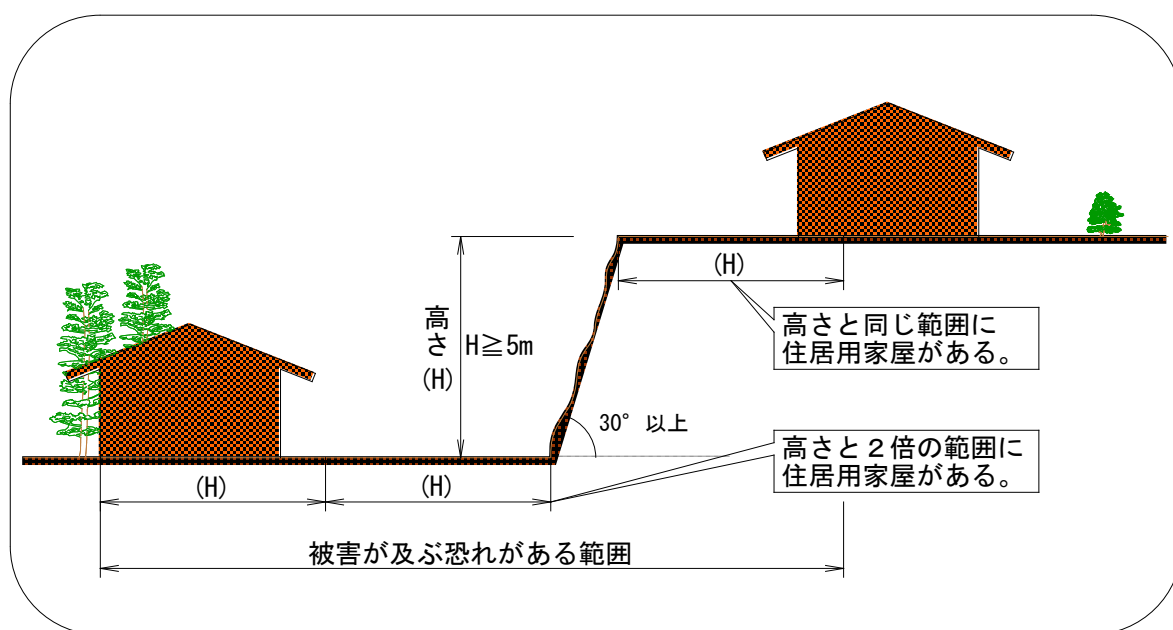
鏡野町 暮らし安全課・建設課

鏡野町既成宅地土砂災害防止等施設設置事業補助金制度の

1. 対象となるがけ地

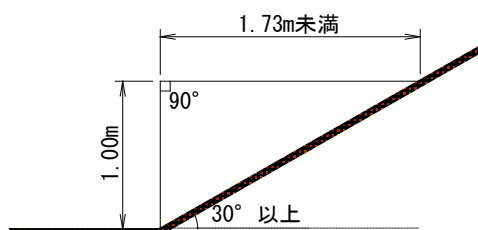
※次のすべてを満たす必要があります。

- 「自然がけ」や「擁壁等の人工がけ」であること。
- 個人又は営利を目的としない法人が所有していること。
- 地盤面からの高さが5mを超え、傾斜角度が30度以上であること。
- がけ崩れにより居住用の建物に被害が及ぶ恐れがあること。



※ 傾斜角30度以上とは？

縦 1.00m、横 1.73m未満であれば30度以上となる。



2. 申請者

- 申請者は、がけ地の所有者又は管理人に限ります。
- 申請者は、個人又は営利を目的としない法人に限ります。
- 分譲住宅等の区分所有者においては全員の承諾が必要となります。
- 土地所有者が複数である場合においては全員の承諾が必要となります。

3. 補助額

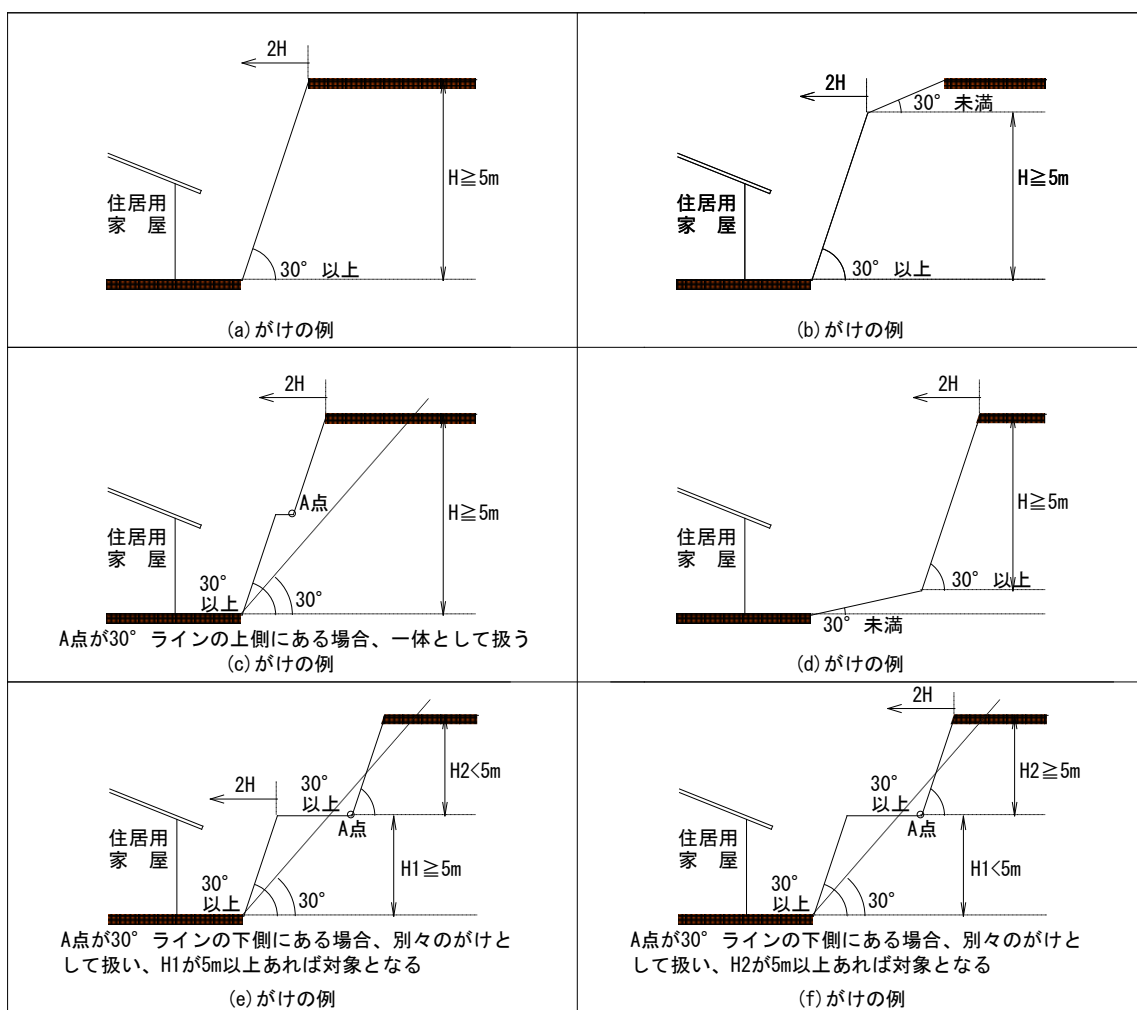
- 補助事業に要する経費の額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の3分の1に相当する額の範囲内とし、80万円を上限とします。
- 補助対象となる費目は、工事費、伐採費、設計費となります。

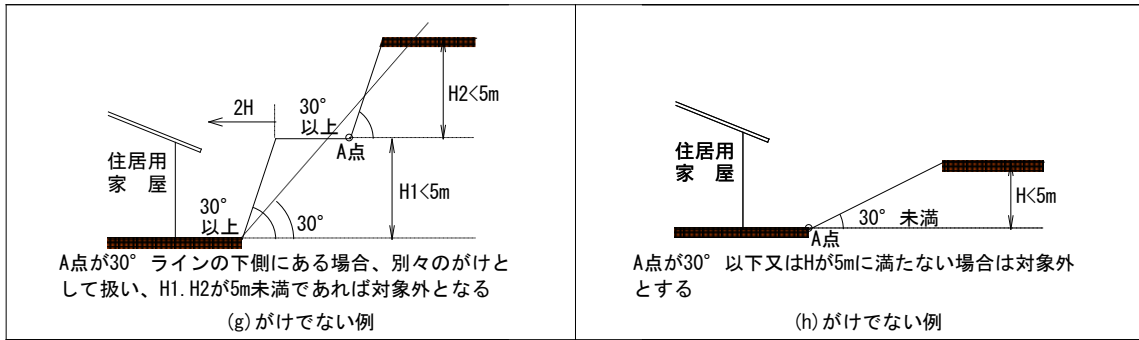
4. 補助の対象となる工事

※次のすべてを満たす必要があります。

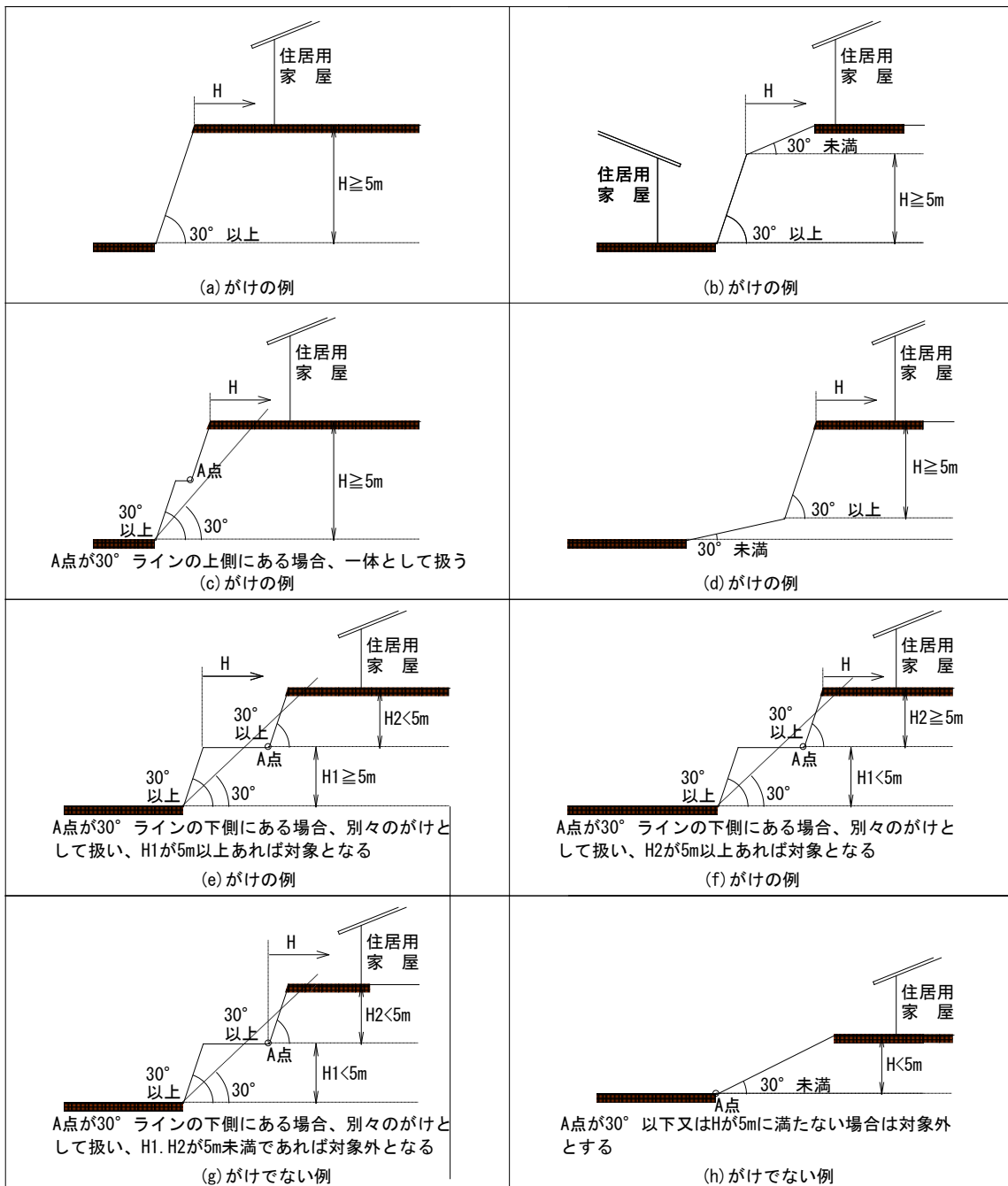
- 予防対策事業(がけ崩れの未然防止)及び復旧対策事業(がけ崩れ発生後)であること。
- 対策前と対策後のがけの高さが変わらないこと。
- 申請した年度に事業が完成し、その年度内に実績報告書の提出ができること。
- 対象となる工事のイメージ図

①がけ下に住居用家屋がある場合





②がけ上に住宅用家屋がある場合



5. 制度利用上の注意点

- 申請前に事前相談を行ってください。
- 着手前に申請が必要です。
- 申請した年度に事業が完成し、その年度内に実績報告書の提出してください。

6. お問い合わせ

- 〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田660番地
申請に関すること 鏡野町 暮らし安全課
TEL:0868-54-2621
- 工事に関すること 鏡野町 建設課
TEL:0868-54-2989